

離島のハンディ解消と

特色のあるまちづくりの推進

医療、情報通信における離島の格差是正を

このたび離島振興法が改正・延長された。ご尽力いただいた国会議員の皆さまをはじめ関係者の方々に對して、心よりお礼を申し上げます。

さて、改正離島振興法では「都道府県による離島市町村への支援の努力義務」「離島に係る規制の見直しについて提案があった場合の配慮」「地域の実情に応じた再生可能エネルギーの活用」「小規模離島への配慮」など多くの規定が新設、拡充されており、離島地域への支援施策について、より一層の充実が図られることが期待できる。一方で、これらが配慮規定として明記されたものの、その具体的な制度設計については、

広島県大崎上島町長（全離島副会長）



たかた ゆきのり
高田 幸典

まさにこれから地方自治体職員、住民をはじめとした関係者が一丸となって要望していくことが求められることとなる。

以下では、改正法において「特別の配慮」と明記された二つの項目を中心に触れていきたい。

第一が「医師の確保等の医療の充実」である。住民が安心して生活するために、またU・Iターン者や交流人口を増加させていくために、まず何よりも必要な分野が医療である。特に離島では、医師・看護師・理学療法士・作業療法士などの専門職の確保が深刻な問題になっている。島側が主体となつて人材確保に向けた事業を展開していく必要があるが、並行して、オンラインシステムを使った遠隔による医師の指導やその指導の下による看護師の医療行為を認めたり、一定期間



2021年9月に大崎上島と生野島間で行なわれた「自律航行船」による宅配サービスの実証実験。

の研修を受けた者に「みなし資格」を授与できる制度の創設など、制度の面からも医療人材不足の解消に向けた支援や特例措置がなされることを期待している。

このほか「遠隔医療」についても配慮規定に明記されており、診療報酬の算定や加算措置といった診療体制の整備や、高速常用通信基盤などのインフラ整備に対する支援などについても継続的に議論すべきだと考える。

大崎上島町において喫緊の課題となっているのは、緊急搬送体制である。現在、町内の医療機関で治療ができない救急患者は、患者輸送艇やドクターヘリによって本土の医療機関へ搬送しているが、夜間はドクターヘリによる搬送ができないため、対応に苦慮している。ドクターヘリの二四時間搬送体制の実現のための法整備や人員体制などの構築に期待したい。

第二の「高度情報通信ネットワークの充実」について、本町では高度無線環境整備推進事業（総務省）を活用し、二〇二一年度から二二年度にかけて民間事業者主導による光ファイバ網の大規模な更新事業を行なっているところである。

各家庭や事業者が利用するインターネット環境が充実する一方で、各携帯キャリアが展開するスマートフォンなどのサービスエリアについては、電波が脆弱な地区が存在している状態である。通常業務においてもデジタル技術、通信技術は

欠かせないものになっているが、遠隔医療、遠隔教育、Ma a Sなどの交通サービスといった、住民の方々に向けたDX（デジタル・トランスフォーメーション）推進事業を展開していく上でも、安定した第五世代移動通信システム（5G）が必要となっている。中山間地域においても、おおよそ本町と同様の状態にあるのではないかと推測してはいるが、特に離島地域では、地理的条件からこの問題の解決が難しい。各キャリアが離島のデジタル・デバイスを解消するための事業を実施しやすくなるような、国の支援が求められる。

離島ならではの安心・安全なまちづくりに向けて

このほか、改正法の目的には、離島の役割として「多様な再生可能エネルギーの導入及び活用」が追加された。本町は二〇二一年に「ゼロカーボンシティ」宣言を行ない、五〇年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、町民と事業者などが一体となって取り組むこととしており、二二年一月には「大崎上島町再生可能エネルギー導入目標」を策定し、これに向けたロードマップを示したところである。二二年九月には、火力発電所から発生した二酸化炭素を回収し、資源として活用する「カーボンリサイクル」技術を研究する拠点施設が町内に完成した。これらの取り組みをより一層進めるためにも、離島振興法での支援を期待している。

繰り返しになるが、努力義務・配慮規定の充実が図られた上で、離島振興法は改正・延長された。しかし、この改正法に基づきどのような支援メニューの充実が図られていくかについては、これから議論がなされていくことになる。離島市町村の職員をはじめとした関係者に対しては、改正法の趣旨を十分に踏まえ、それぞれの地域の実情に合わせた特色のある施策を企画立案し、島に暮らし続けられる安心・安全なまちづくりに向けて、いかに各種制度を活用していくのか、いかに個別具体の要望をしていくのか、その手腕が問われている。改正法を活用し、島の皆さまが主体性を持って事業に取り組むことで、より一層の離島地域の活性化が図られていくはずである。